

薬事総合研究開発センター外部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、薬事総合研究開発センター研究評価実施要領第3条第3項の規定に基づき、外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営について、必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員（以下「委員という。」）は、県庁外部の有識者や専門家から、十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価を実施できると認められる者を、薬事総合研究開発センター所長が選任し、委嘱する。ただし、評価の対象である研究課題のいずれかに共同研究者等として関与している者を除く。

2 委員の定数は、5名以内とする。

3 委員の任期は、委嘱した日から翌年度の3月31日までとし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、薬事総合研究開発センター所長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、研究協力課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。